

地 方 稅 關 係 資 料

（ 地 方 消 費 稅 關 係 ）

目 次

- あるべき税制の構築に向けた基本方針（抜粋） 1
- 地方消費税の概要 2
- 地方税収、地方間接税収及び地方税収に占める地方間接税収の割合の推移 3
- 地方税収計、地方消費税（清算後）の人口 1 人当たり税収額の指数 4
- わが国税制の現状と課題－ 21 世紀に向けた国民の参加と選択－（抜粋） 5

あるべき税制の構築に向けた基本方針（抜粋）

平成 14 年 6 月
税 制 調 査 会

三 消費税

2. 今後の改革の方向

(4) 地方消費税

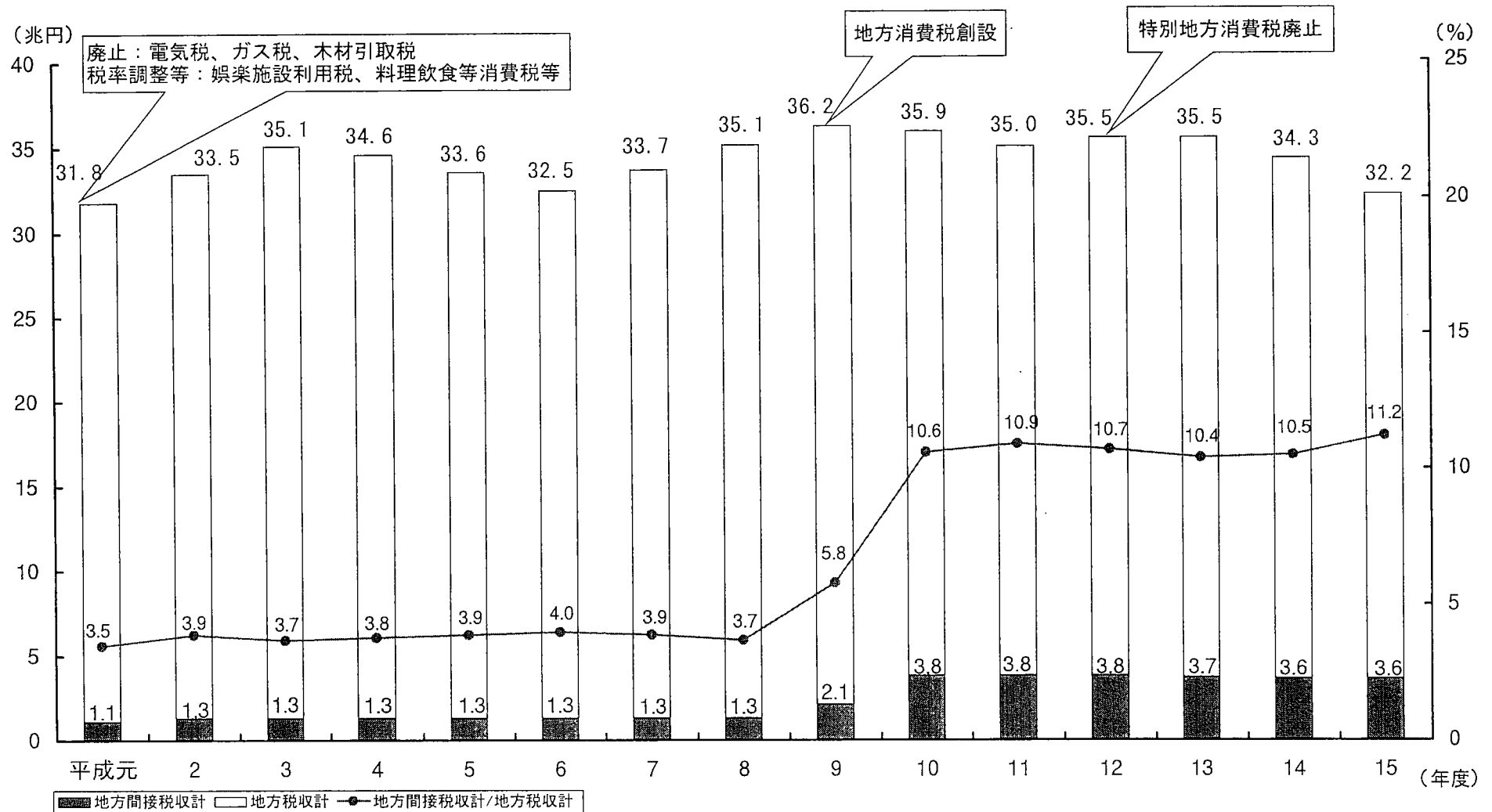
地方消費税は、平成 6 年の税制改革において、地方分権の推進、地域福祉の充実等のため創設され、平成 9 年度から実施されて以来、清算を行うことにより税収の偏在性が少なく、安定的な基幹税目の一つとして大きな役割を果たしている。少子・高齢化等の進展に伴い、今後、福祉・教育等の幅広い行政需要を賄う税として、地方消費税の充実確保を図っていく必要がある。

地 方 消 費 税 の 概 要

地方消費税は、地方分権の推進、地域福祉の充実等のため、平成6年秋の税制改革において創設され、平成9年4月1日から施行されたものである。

1	課 税 団 体	都道府県
2	納 税 義 務 者	譲渡割 課税資産の譲渡等（役務の提供を含む）を行った事業者 貨物割 課税貨物を保税地域から引き取る者
3	課 税 標 準	消費税額
4	税 率	100分の25（消費税率換算1%）
5	申告納付等	譲渡割 当分の間、国（税務署）に消費税と併せて申告納付等 貨物割 国（税関）に消費税と併せて申告納付等
6	清算・交付	都道府県は、国から払い込まれた地方消費税相当額について、商業統計の小売年間販売額その他消費に関連した基準によって都道府県間において清算 清算後の金額の2分の1に相当する額を都道府県内の市区町村に対して人口及び従業者数にあん分して交付
7	税 収	平成13年度決算額 2兆4,745億円 平成15年度地方財政計画額 2兆3,972億円

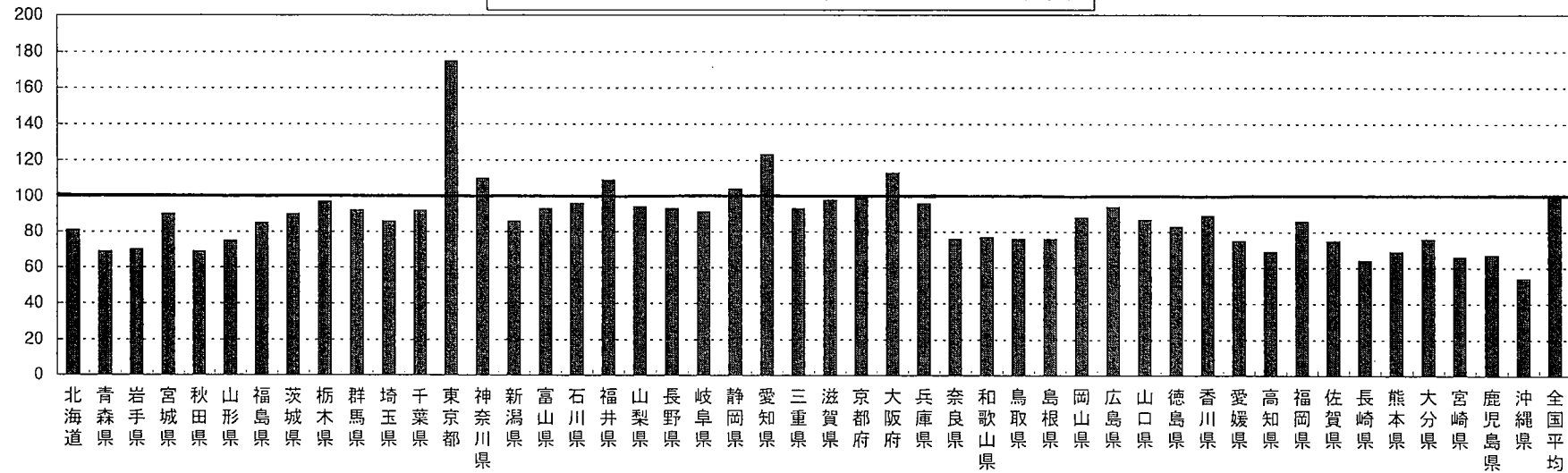
地方税収、地方間接税収及び地方税収に占める地方間接税収の割合の推移



(注) 1 税収については、13年度までは決算額、14年度及び15年度は地方財政計画額による。
 2 「地方間接税」とは、地方消費税、特別地方消費税及びゴルフ場利用税並びに道府県たばこ税及び市町村たばこ税である。

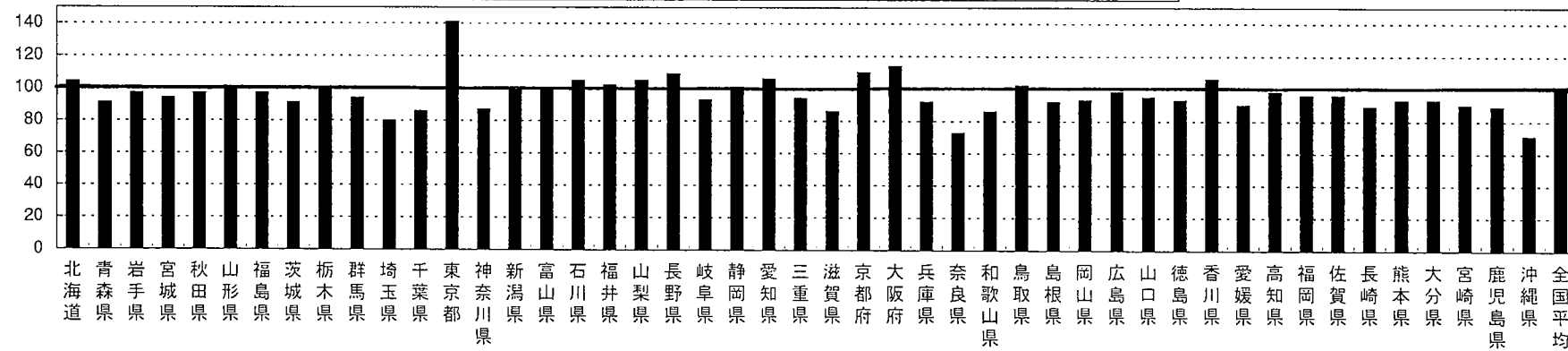
指数

地方税収計の人口1人当たり税収額の指数
(全国平均を100とした場合、平成13年度)



指数

地方消費税(清算後)の人口1人当たり税収額の指数
(全国平均を100とした場合、平成13年度)



わが国税制の現状と課題－ 21 世紀に向けた国民の参加と選択－（抜粋）

平成 12 年 7 月
税 制 調 査 会

三 消費課税

5. 地方消費税

(1) 創設と意義

地方消費税は、消費一般に広く公平に負担を求める道府県税です。

活力ある豊かな福祉社会の実現を目指す視点に立って行われた平成 6 年の税制改革の一環として、地方分権の推進、地域福祉の充実等のため、地方税源の充実を図る観点から、消費譲与税に代えて新たに地方消費税が創設され、平成 9 年 4 月から実施されました。現在では、地方行政サービスを支える基幹税目の一つとして大きな役割を果たしています。

(参考) 消費譲与税

昭和 63 年の抜本的税制改革においては、消費税の創設に伴い、既存の電気税、ガス税、料理飲食等消費税、娯楽施設利用税などの間接税について廃止、縮小が行われ、これにより、地方公共団体の減収が見込まれることとなりました。また、この改正においては、個人住民税の減税等による減収に加え、法人課税の実効税率の引下げ等による法人住民税、法人事業税の減収が生じることとなりました。

このようなことから消費税の創設に当たって、消費譲与税の創設及び消費税の地方交付税の対象税目への追加がなされることとされ、平成元年度から消費譲与税制度が導入されました。

なお、平成 9 年度からの地方消費税の導入に伴い、平成 8 年度限りで消費譲与税が廃止されました。

(2)及び(3) 略

(4) 今後のあり方

地方消費税は、清算を行うことにより税収の偏在性が少なく、また、安定性にも富んでおり、地方分権の推進や少子・高齢化の進展等に伴う幅広い行政需要を賄う税として、重要な役割を果たしています。

地方消費税の使途については、消費税創設時に地方間接税の廃止等に伴い創設された消費譲与税の廃止や住民税減税の財源として創設されたものであり、これらがもともと一般財源であったことも踏まえると、今後とも地方の幅広い行政サービスに充てるための財源として位置付けていくことが必要と考えます。

また、地方消費税は、地方分権の推進、地域福祉の充実等のために創設されたものであり、福祉・教育など幅広い行政需要を賄う税として、今後、その役割がますます重要なものになっていくと考えられます。